



福島県は、**18歳未満の子どもがいる子育て世帯を対象**に

新たに多世代で寄り添う 家族の住まいづくりを応援します！

補助額
最大

40万円

まずは
エントリーシートにて
お申込みください

詳細は右のコードより
「多世代同居・近居推進事業」の
HPをご確認ください▶



県では、世代間の支え合いによる子育て環境や高齢者の見守りの充実等を目的に、新たに多世代で同居・近居を始めるための住宅取得等に対し補助金を交付します。

対象となる世帯

**各募集終了日に18歳未満*の
子どもがおり、新たに多世代で
同居・近居を始める世帯**

*18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む。*既に多世代で同居・近居している場合や、近居については既に2km以内で近居している場合は対象となりませんのでご注意ください。(ただし、契約による引渡し日が令和7年4月1日以降で、その後同居・近居を開始した方は補助対象候補者となりますので窓口へご相談ください。)

募集・補助金の交付等は、
一般社団法人福島県建設業協会が行います

詳しくは裏面をご覧ください ▶

第1回
募集期間

募集戸数

180戸

令和7年 **6月3日(火)～6月26日(木)**

第2回
募集期間

募集
戸数

30戸

予算の
残額に応じて
変わります

令和7年 **9月17日(水)～10月9日(木)**

◆第2回募集期間終了後、募集枠に満たない場合は追加募集を行います(先着順)

補助対象者 ※下記は概要(詳細は(一社)福島県建設業協会のホームページでご確認ください。以下同様)

■ 福島県内で**新たに多世代同居・近居**を始める方

※既に多世代同居・近居をしている場合は対象外(ただし、令和7年4月1日以降に住宅の引渡しを受け、同居・近居を開始した方は補助対象候補者となりますので窓口へご相談ください。)

※「**多世代**」とは、祖父母(どちらか一方を含む。曾祖父母も含む)、父母(どちらか一方を含む)及び**18歳未満の子**(1人以上:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を含む)の三世代以上のこと。

※「**近居**」とは、親子又は子の祖父母が**住所変更**を行い、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の**最短直線距離がおおむね、2km以内**にあること。

■ 令和8年3月31日までに同居・近居を開始する方

■ 令和8年度から**3年間以上、多世代同居・近居を継続すること**(就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く)

補助対象経費

■ 多世代同居・近居を行うための**住宅取得**(新築住宅(戸建・集合)又は中古住宅(戸建・集合)の取得)

■ **所有する住宅**の多世代同居・近居に必要な**増改築又は改修**

補助額 30万円(県外移住世帯加算を除く)

■ 【上記補助対象経費の1/2】または【右記①、②の合計】のいずれか低い額

① **補助基本額**

30万円

② **県外移住世帯加算額**

10万円/申請

補助対象住宅

■ 世帯の人数や年齢から算出される**一定の延べ面積水準**(下記)以上であること

● 戸建住宅:一般型誘導居住面積水準 ● 集合住宅:都市居住型誘導居住面積水準(75㎡超の場合は75㎡)

● 増改築・改修:最低居住面積水準(※面積は住戸専用面積であり、ベランダ・車庫等の屋外空間は含みません。)

■ 昭和56年以前の**旧耐震基準**で建築された**木造住宅**の場合、**耐震診断が事業完了日までに完了していること**

他補助制度との併用について

■ 他の補助制度と併用する場合は、あらかじめ市町村及び各建設事務所の窓口、又は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

併用可のもの例

- フラット35地域連携型金利引き下げ制度
- 省エネルギー住宅改修補助事業
- 木造住宅等耐震化支援事業
- 空き家対策総合支援事業
- 子育てグリーン住宅支援事業

※改修工事にあつては、補助対象となる工事箇所及び経費が重複しないこと

併用不可のもの例

- ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業
- 来てふくしま住宅取得支援事業(県費なしは併用可)
- 帰還促進強化支援事業
- 併用する事業で本事業との併用を不可としているもの

※ホームページから「他の補助事業との併用関係一覧」をご確認ください。

応募方法

■ まずは、エントリーシートにて募集期間中にお申し込みください。**応募者多数の場合は抽選となります。**エントリーシートの様式は(一社)福島県建設業協会ホームページからダウンロードしてください。

■ エントリーシートは、**同居・近居を予定する市町村の最寄りの支部(下記)**へ提出してください。(郵送又は持参)(持参の場合は、土日祝日を除きます)

■ 補助金の交付要件や申請様式等の詳細は、(一社)福島県建設業協会のホームページに掲載しています。URL <http://www.e-fukuken.or.jp>

詳細は右のコードより「多世代同居・近居推進事業」のHPをご確認ください▶



問い合わせ先・補助金交付申請書提出先

(一社)福島県建設業協会本部 〒960-8061 福島市五月町4-25

TEL 024-521-0244

エントリーシート提出先

県北支部 〒960-8072 福島市北中央1-22

TEL 024-528-2311

郡山支部 〒963-8852 郡山市台新1-33-5

TEL 024-922-1814

若松支部 〒965-0876 会津若松市山鹿町2-16

TEL 0242-28-2882

相馬支部 〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-25 アースム2階

TEL 0244-23-2871

いわき支部 〒970-8026 いわき市平字童子町4-18

TEL 0246-23-1521

県の連絡先:福島県建築指導課民間建築担当 〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7529

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/tasedaidoukyokinnkyo.html> 福島県 多世代同居近居 検索

○フラット35地域連携型の詳細については、住宅金融支援機構お客さまコールセンターにお問い合わせください

TEL 0120-0860-35